

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良土木事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和二年九月十八日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 測量の目的 公共測量（航空レーザ測量）

二 測量の地域 奈良市米谷町、藤原町、誓多林町、中畑町及び月ヶ瀬石打、天理市福住町及び苅原町並びに山辺郡山添村

三 測量の期間 令和二年九月七日から令和三年一月二十九日まで